

上尾市水道事業管理規程第6号

上尾市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月15日

上尾市長 畠山 稔

上尾市水道事業会計規程の一部を改正する規程

上尾市水道事業会計規程（昭和42年上尾市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「の規定に基づき、」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき」に改める。

第107条の8第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。